

ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(3カ月決算型)

愛称：杏の実3M

追加型投信／海外／債券

信託期間：2003年9月17日 から 無期限
決算日：毎年3、6、9、12月の各15日(休業日の場合翌営業日) 基準日：2026年8月31日
回次コード：3007

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

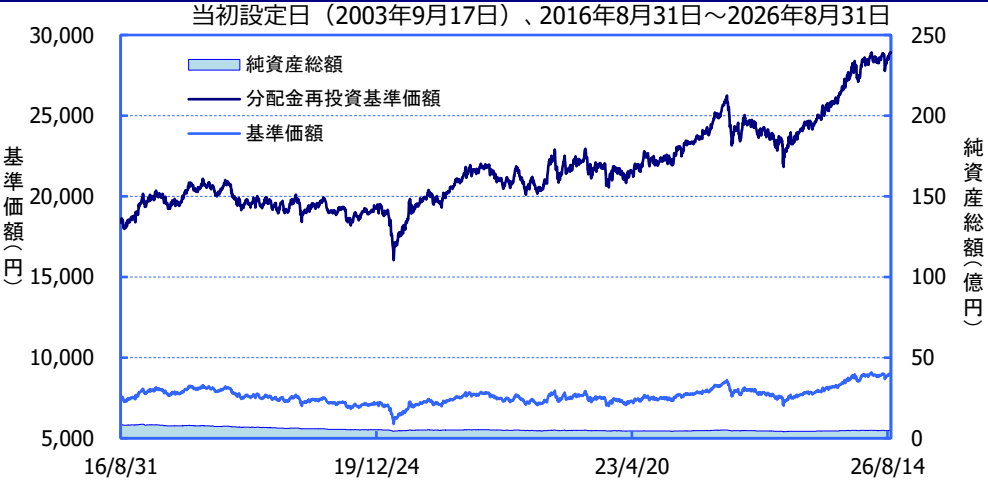
《基準価額・純資産の推移》

2026年8月31日現在

基準価額	9,015 円
純資産総額	483百万円

期間別騰落率

期間	ファンド	豪ドル	NZドル
1カ月間	+1.4 %	+1.5 %	+0.3 %
3カ月間	+0.8 %	+0.5 %	-0.1 %
6カ月間	+3.7 %	+3.7 %	+1.7 %
1年間	+18.2 %	+19.5 %	+9.5 %
3年間	+29.2 %	+21.0 %	+8.8 %
5年間	+38.8 %	+43.0 %	+22.7 %
10年間	+57.5 %	+47.9 %	+26.9 %
設定来	+189.1 %	+49.0 %	+39.2 %



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。
※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。為替の騰落率は、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を採用し、算出しています。
※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

《分配の推移》

(1万口当たり、税引前)

決算期(年/月)	分配金
第1～79期 合計：	9,785円
第80期 (23/09)	50円
第81期 (23/12)	50円
第82期 (24/03)	50円
第83期 (24/06)	50円
第84期 (24/09)	50円
第85期 (24/12)	50円
第86期 (25/03)	50円
第87期 (25/06)	50円
第88期 (25/09)	50円
第89期 (25/12)	50円
第90期 (26/03)	50円
第91期 (26/06)	50円
分配金合計額	設定来：10,385円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

《主要な資産の状況》

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成		
資産	銘柄数	比率
外国債券	82	97.3%
コール・ローン、その他※		2.7%
合計	82	100.0%
※外貨キャッシュ、経過利息等を含みます。		
債券 種別構成		合計97.3%
種別	比率	
州債等	63.1%	
国際機関債	14.8%	
政府機関債	12.4%	
国債	7.1%	
通貨別構成		合計100.0%
通貨	比率	
豪ドル	87.6%	
ニュージーランド・ドル	11.6%	
日本円	0.8%	

債券 ポートフォリオ特性値	
直接利回り(%)	3.7
最終利回り(%)	5.0
修正デュレーション	4.2
残存年数	4.9

債券 格付別構成 合計100.0%	
格付別	比率
AAA	56.4%
AA	43.6%
A	---
BBB	---
BB以下	---
※債券 格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。	

※債券 ポートフォリオ特性値は、ファンドの組入債券等の各特性値(直接利回り、最終利回り等)を、その組入比率で加重平均したものです。
※格付別構成については、当社所定の基準で採用した格付けを基準に算出しています。

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定・運用：

大和アセットマネジメント
Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
一般社団法人資産運用業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

加入協会

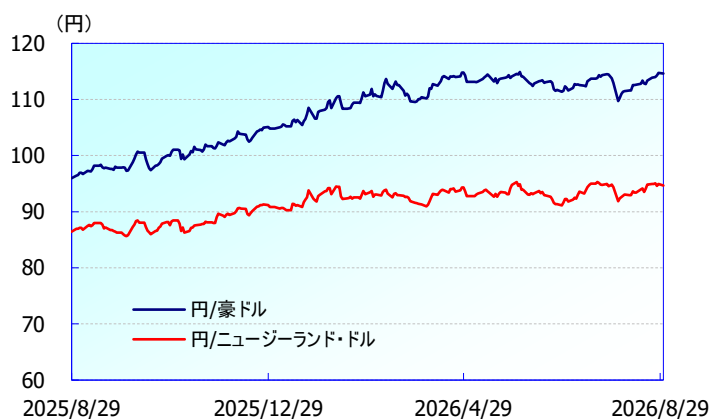
組入上位10銘柄				合計26.6%
銘柄名	通貨	利率(%)	償還日	比率
QUEENSLAND TREASURY CORP.	豪ドル	3.5	2030/08/21	3.6%
WESTERN AUSTRALIAN TREASURY CORP.	豪ドル	4.25	2033/07/20	3.1%
NZ LOCAL GOVT FUND AGENC	ニュージーランド・ドル	1.5	2029/04/20	3.0%
ASIAN DEVELOPMENT BANK	豪ドル	3	2026/10/14	2.7%
KOMMUNALBANKEN	豪ドル	3	2026/12/09	2.7%
TREASURY CORP VICTORIA	豪ドル	4.25	2032/12/20	2.4%
QUEENSLAND TREASURY CORP.	豪ドル	4.5	2035/08/22	2.4%
TREASURY CORP VICTORIA	豪ドル	1.5	2030/11/20	2.4%
NZ LOCAL GOVT FUND AGENC	ニュージーランド・ドル	2.25	2031/05/15	2.3%
NEW SOUTH WALES TREASURY CORP.	豪ドル	1.5	2032/02/20	2.1%

※比率は、純資産総額に対するものです。

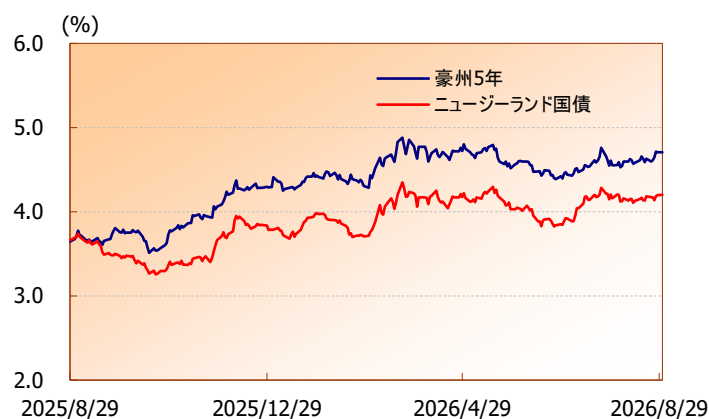
《参考》各国為替と金利の動き

(2025年8月29日～2026年8月31日)

為替の推移



国債利回り



※ニュージーランド国債は、「NZD New Zealand Government Bond BVAL Yield Curve 5 Year」の利回りを使用しています。

(出所)ブルームバーグ、大和アセットマネジメント

【豪州・ニュージーランド投資環境】

RBAは政策金利据え置きを決定

豪州では、RBA（豪州準備銀行）は市場予想通り政策金利を据え置きました。
ニュージーランドでは、4-6月期の失業率は市場予想を上回り上昇しました。

債券市場：豪州債券金利、ニュージーランド債券金利はおおむね上昇

オセアニア債券市場では、金利はおおむね上昇しました。FRB（米国連邦準備制度理事会）議長の講演を受けて利上げ観測が再燃し、米国金利が上昇したことを受けて、オセアニア債券の金利もおおむね上昇しました。ニュージーランドでは、インフレ期待の低下などを背景に短期年限の金利は低下しました。

為替市場：豪ドル、ニュージーランド・ドルはともに上昇

オセアニア通貨は対円で上昇しました。日米の協調介入を受けて月初は急速に円高が進行しました。その後は介入警戒の後退と根強い円安圧力の中で、円はじり安の展開となり、オセアニア通貨は対円で上昇しました。

【ファンドの運用状況】

月間の動き

オセアニア通貨が円に対して上昇したことなどがプラス要因となり、基準価額は上昇しました。

運用のポイント

当ファンドでは州債や国際機関債に引き続き積極的に投資を行いました。これらの債券は国債とほぼ同等の信用力を有しているながら、国債より高い利回りが得られるためです。また国債などのイールドカーブ上での投資妙味などを分析しながら、ポートフォリオの利回りの引き上げに努めました。

【今後の見通し】

債券市場：金利は当面高水準で推移すると見込む

豪州では、RBAが引き続きインフレへの警戒姿勢を維持する中、直近のインフレ指標の上振れやエネルギー価格の再上昇なども背景に、金利は当面高い水準での推移が続くと考えます。ただし、インフレ動向が目標に向けて低下を続ければ、来年以降の利下げ転換への期待が高まるため、金利は低下する展開を予想します。

為替市場：豪ドルは底堅い推移を見込む

豪ドル円は、他の先進国と比較して政策金利が高水準にあることや、財政悪化の懸念が限定的なことが、引き続き支援材料となることに加え、RBAの追加利上げ姿勢などを背景に、底堅い推移を見込んでいます。

今後については、豪州のインフレ動向に注目しています。原油価格の変動によるインフレへの影響や、RBAによるこれまでの利上げの効果が、物価や賃金動向にどの程度波及しているかを見極める局面にあり、基調的なインフレの鈍化が確認されるかが重要なポイントと考えます。

豪ドル、ニュージーランド・ドル上昇要因	豪ドル、ニュージーランド・ドル下落要因
● 株式市場や商品価格の上昇 ● 利上げ観測の高まり	● 利下げ観測の高まり ● 中国の景気減速懸念
債券価格上昇要因（金利低下要因）	債券価格下落要因（金利上昇要因）
● 米国など海外市場の金利低下 ● 利下げ観測の高まり	● 株式市場や商品価格の上昇 ● 利上げ観測の高まり

《ファンドの目的・特色》

ファンドの目的

- ・オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての公社債等に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色

- ・オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての公社債等（※）に投資します。
（※）「公社債等」には、コマーシャル・ペーパー等の短期金融商品を含みます。
- ・公社債等の格付けは、取得時において AA 格相当以上※とすることを基本とします。
※ムーディーズで Aa3 以上または S&P で AA- 以上もしくはフィッチ・レーティングスで AA- 以上
- ・毎年 3、6、9、12 月の各 15 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

公社債の価格変動 （価格変動リスク・信用リスク）	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。 特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

投資者が直接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 〈上限〉 2.75% (税抜2.5%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
運用管理費用 (信託報酬)	年率1.375% (税抜1.25%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。
委託会社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。
販売会社		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
	〈運用管理費用の配分〉 (税抜) (注1)	委託会社
	500億円未満の場合	年率0.50%
	500億円以上 1,000億円未満の場合	年率0.45%
	1,000億円以上の場合	年率0.40%
		販売会社
		年率0.70%
		年率0.75%
		年率0.80%
		受託会社
		年率0.05%
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

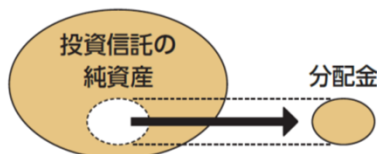
《お申込みメモ》

購入単位	最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	シドニー先物取引所の休業日 （注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの） なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	年 4 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 （注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

《収益分配金に関する留意事項》

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

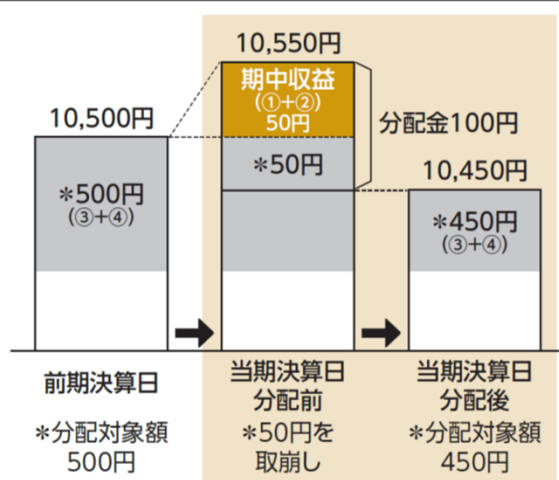
投資信託で分配金が支払われるイメージ



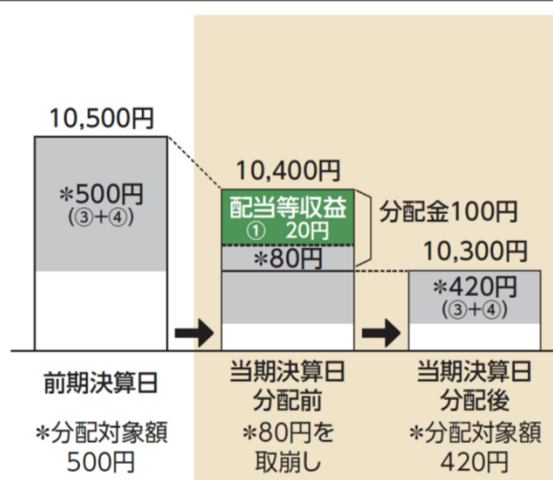
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

普通分配金	
投資者の購入価額 (当初個別元本)	元本払戻金 (特別分配金)
	分配金支払後 基準価額 個別元本

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

元本払戻金 (特別分配金)	
投資者の購入価額 (当初個別元本)	元本払戻金 (特別分配金)
	分配金支払後 基準価額 個別元本

普通分配金…………… 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)…………… 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。

また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 同じ銘柄名が複数表示される場合、同一銘柄名であっても市場や通貨等が異なる場合があります。また、銘柄名称が長い場合、名称の一部が表記されない場合があります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212（営業日の 9:00～17:00）

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（3カ月決算型）（愛称：杏の実3M）

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社きらぼし銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社UI銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社)(オンライン サービス専用)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第673号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3198号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3335号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。